の教育上適切な配慮を行う高等専門学校であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十五条、第十七条第一項若しくは第五項、第十八条第二項、第十九条、第二十条第二項若しくは第三項又は第二十五条の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

２　教育課程等特例認定高等専門学校（前項の規定により認定を受けた高等専門学校をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第八章　雑則

［条を削る。］

［見出しを削る。］

第二十九条　新たに高等専門学校等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第七章　雑則

（その他の基準）

第二十八条　専攻科に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第二十九条　新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第二条　令和五年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

２　令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

３　令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

（届出に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

（施設及び教員に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一　この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

二　この省令による改正後の大学通信教育設置基準第九条第一項の規定（大学設置基準第三十六条第一項に掲げる施設を有する校舎に係る部分に限る。）及び大学通信教育設置基準中教員に関する規定

三　この省令による改正後の専門職大学設置基準第四十五条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

四　この省令による改正後の短期大学設置基準第二十八条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

五　この省令による改正後の短期大学通信教育設置基準第九条第一項の規定（短期大学設置基準第二十八条第一項に掲げる施設を有する校舎に係る部分に限る。）及び短期大学通信教育設置基準中教員に関する規定

六　この省令による改正後の専門職短期大学設置基準第四十二条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

七　この省令による改正後の高等専門学校設置基準第二十四条の規定及び同令中教員に関する規定

２　前項の規定にかかわらず、令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る大学又は高等専門学校については、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

（講師の経歴に関する経過措置）

第五条　次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における専任の講師の経歴及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における専任の講師の経歴は、基幹教員としての講師の経歴とみなす。

一　大学設置基準第十三条第四号及び第四十二条の三第二項第一号

二　専門職大学設置基準第三十五条第二項第一号及び第三十八条第四号

三　短期大学設置基準第二十三条第五号及び第三十五条の八第二項第一号

四　専門職短期大学設置基準第三十二条第二項第一号及び第三十五条第五号

五　高等専門学校設置基準第十一条第三号